

第 2 3 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	9	2	1 2

(2) 議案の名称

< 予算 >

議案第 8 0 号 平成 2 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 8 1 号 尼崎市職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例特別取扱条例及び昭和 4 2 年度以後における退隠料及び遺族扶助料年額の改定に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 2 号 尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 3 号 尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 4 号 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 5 号 尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 6 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

議案第 8 7 号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 8 号 尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 8 9 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

< その他 >

議案第 9 0 号 物件の買入れについて（30mはしご付消防自動車）

議案第 9 1 号 市道路線の一部廃止について

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故 1件 67,200円

その他の事故 3件 915,193円

- ・ 市道路線の認定及び一部廃止

尼崎市常松土地区画整理事業施行に伴うもの 認定 6路線

一部廃止 1路線

3 追加提出予定案件

< 人事 >

- ・ 尼崎市固定資産評価員の選任

第23回尼崎市議会定例会

議案説明資料

< 平成 25 年 5 月定例会 >

種 別	予 算	番 号	議案第 80 号	所 管	各事業所管課
件 名	平成 25 年度尼崎市一般会計補正予算 (第 1 号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位 : 千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	196,627,381	1,002,781	197,630,162		
2	歳入歳出補正予算額 (単位 : 千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	使用料及び手数料	1,743	総務費	2,500	
	県支出金	24,394	民生費	26,211	
	繰入金	21,927	労働費	9,881	
	諸収入	286,617	商工費	11,888	
	市債	668,100	消防費	952,301	
	合 計	1,002,781	合 計	1,002,781	
3	繰越明許費 追加 (単位 : 千円)				
	款	項	事 業 名	金 額	
	消防費	消防費	消防救急無線デジタル化事業	798,237	
4	債務負担行為 廃止 (単位 : 千円)				
	事 項		期 間	限度額	
	消防救急無線デジタル化事業		平成 26 年度	952,301	

5 補正予算の内容

緊急防災・減災事業を活用し、消防救急無線のデジタル化へ対応するため、設備の更新を行うほか、こども医療費助成事業の拡充、また、国の経済対策により兵庫県において設置されている「消費者行政活性化事業基金」を活用し、消費者行政活性化事業などを実施する。費目別事業概要等は別紙のとおり。

費目別事業概要等

総務費	2,500 千円
コミュニティ活動推進事業費	2,500 千円
宝くじの社会貢献広報事業による助成金を活用し、地域の活性化と住民のコミュニティ意識の醸成を図るため、コミュニティ活動に必要な太鼓等の購入に対して補助を行う。	
民生費	26,211 千円
こども医療費助成事業費	26,211 千円
平成 25 年 7 月から、市内居住のこども（現行、小学 4 年生から小学 6 年生までを小学 4 年生から中学 3 年生までに拡充）を対象に、社会保険などによる通院医療費のうち自己負担額の 3 分の 1 を助成する（所得制限あり）。	
労働費	9,881 千円
しごと支援施設維持管理事業費	9,881 千円
旧労働福祉会館の一部施設の暫定利用に伴う施設維持管理を行う。	
商工費	11,888 千円
消費者行政活性化事業費	11,888 千円
県の消費者行政活性化事業基金を活用し、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業等を行う。	
消防費	952,301 千円
消防救急無線デジタル化事業費	952,301 千円
消防救急無線のデジタル化へ対応するため設備の更新を行う。	

< 平成 2 5 年 5 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 8 1 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例特別取扱条例及び昭和 4 2 年度以後における退隠料及び遺族扶助料年額の改定に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号）の制定により、国家公務員の退職者の遺族に支給される扶助料の支給額が改定されることに伴い、本市の遺族扶助料の支給額を改定するため、条例改正の必要があることから、本案を提出する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 遺族扶助料の年額は、改正前の条例において算定の基礎となっている給与年額に調整改定率（恩給法（大正 1 2 年法律第 4 8 号）第 6 5 条第 2 項に規定する調整改定率をいう。）を乗じて得た額を退職または死亡当時の給料年額とみなして算定する。</p> <p>(2) 遺族扶助料の年額が、控除調整下限額（2 3 0 万円に政令で定める率を順次乗じて得た額）を超える場合は、その年額に 0 . 9 を乗じて得た額（ただし、0 . 9 を乗じて得た額が控除調整下限額に満たない場合は、控除調整下限額とする。）をもって遺族扶助料の年額とする。</p> <p>(3) 遺族扶助料の年額が、7 9 2 , 0 0 0 円に調整改定率を乗じて得た額に満たないときは、当該金額をもって遺族扶助料の年額とする。</p> <p>(4) 遺族扶助料の受給者が本市を退職した職員の妻である場合の加算額について、厚生年金の寡婦加算額が 1 5 2 , 8 0 0 円を上回る場合には、1 5 2 , 8 0 0 円にその差額（政令により規定される額）を加算することとする。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市職員退職料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助手料条例特別取扱条例

改正後	現 行
<p>(<u>遺族扶助手料の年額</u>)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項第3号の場合において、同号の規定による<u>遺族扶助手料</u>の年額が1,814,000円未満となるときにおける同号に規定する<u>遺族扶助手料</u>の年額は、1,814,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の規定による<u>遺族扶助手料</u>を受ける場合においてはこれを受ける者に扶養遺族のあるときは、そのうち2人までについては1人につき66,000円、その他の扶養遺族については1人につき24,000円を<u>遺族扶助手料</u>の年額に加給する。</p> <p>4 前項の扶養遺族とは<u>遺族扶助手料</u>を受ける者により生計を維持し又はその者と生計を共にする職員の祖父母、父母、未成年の子又は重度障害の状態にあって生活資料を得るみちのない成年の子で扶助手料を受ける要件を備えるものをいう。</p>	<p>(<u>扶助手料年額</u>)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項第3号の場合において、同号の規定による<u>扶助手料</u>の年額が1,814,000円未満となるときにおける同号に規定する<u>扶助手料</u>の年額は、1,814,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の規定による<u>扶助手料</u>を受ける場合においてはこれを受ける者に扶養遺族のあるときは、そのうち2人までについては1人につき66,000円、その他の扶養遺族については1人につき24,000円を<u>扶助手料</u>の年額に加給する。</p> <p>4 前項の扶養遺族とは<u>扶助手料</u>を受ける者により生計を維持し又はその者と生計を共にする職員の祖父母、父母、未成年の子又は重度障害の状態にあって生活資料を得るみちのない成年の子で扶助手料を受ける要件を備えるものをいう。</p>
<p>(<u>遺族扶助手料</u>の年額に係る加算の特例)</p> <p>第7条の2 前条第1項第1号の規定による<u>遺族扶助手料</u>を受ける者が妻であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、その年額に、当該各号に<u>定める額</u>を加えるものとする。</p> <p>(1) 扶養遺族(前条第4項に規定する扶養遺族をいう。以下同じ。)である子(18歳以上20歳未満の子にあっては、<u>重度障害</u>の状態にある者に限る。)が2人以上ある場合 269,900円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) 152,800円(その額が恩給法等の一部を改正する法律(昭</p>	<p>(<u>扶助手料</u>の年額に係る加算の特例)</p> <p>第7条の2 前条第1項第1号の規定による<u>扶助手料</u>を受ける者が妻であって、<u>その妻が</u>次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に<u>掲げる額</u>を加えるものとする。</p> <p>(1) 扶養遺族(前条第4項に規定する扶養遺族をいう。)である子(18歳以上20歳未満の子にあっては<u>重度障害</u>の状態にある者に限る。)が2人以上ある場合 269,900円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) 152,800円</p>

<p>和51年法律第51号。以下「昭和51年改正法」という。)附則第14条第1項第3号に規定する厚生年金加算額に満たないときは、152,800円に同号に規定する政令で定める額を加えて得た額)</p> <p>2 前条第1項第2号又は第3号の規定による<u>遺族扶助料</u>を受ける者については、その年額に142,200円を加えるものとする。</p> <p>第7条の3 第7条第1項第1号の規定による<u>遺族扶助料</u>を受ける妻で、前条第1項各号の<u>いずれか</u>に該当するものが、旧通算年金通則法(昭和36年法律第181号)第3条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であって、<u>昭和51年改正法附則第14条の2第1項本文に規定する政令で定めるもの(その全額を停止されている給付を除く。)</u>の支給を受けることができるときは、その間、前条第1項の規定による加算は行わない。ただし、第7条第1項第1号の規定による扶助料の年額が<u>昭和51年改正法附則第14条の2第1項ただし書に規定する政令で定める額</u>に満たないときは、この限りでない。</p> <p>2 前項<u>ただし書に規定する場合</u>において、<u>同項ただし書の遺族扶助料</u>の年額に前条第1項の規定による加算額を加えた額が前項<u>ただし書の政令</u>で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該<u>遺族扶助料</u>の年額を控除した額とする。</p> <p>第8条の2 第7条の2の規定による加算は、<u>遺族扶助料</u>を受ける者が当該<u>遺族扶助料</u>に係る職員又は職員であった者の死亡について、<u>次の各号に掲げる扶助料又は遺族年金の支給を受けている間は、これを行わない。</u></p>	<p>2 前条第1項第2号又は第3号の規定による<u>扶助料</u>を受ける者については、その年額に142,200円を加えるものとする。</p> <p>第7条の3 第7条第1項第1号の規定による<u>扶助料</u>を受ける妻で、前条第1項各号の<u>一</u>に該当するものが、旧通算年金通則法(昭和36年法律第181号)第3条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であって、<u>恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号。以下この条において「法」という。)</u>附則第14条の2第1項本文に規定する政令で定めるもの(その全額を停止されている給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その間、前条第1項の規定による加算は行わない。ただし、第7条第1項第1号の規定による扶助料の年額が<u>法附則第14条の2第1項ただし書に規定する政令で定める額</u>に満たないときは、この限りでない。</p> <p>2 前項<u>ただし書の場合</u>において、<u>当該扶助料</u>の年額に前条第1項の規定による加算額を加えた額が前項<u>ただし書に規定する政令</u>で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該<u>扶助料</u>の年額を控除した額とする。</p> <p>第8条の2 第7条の2に規定する加算は、<u>扶助料</u>を受ける者が当該<u>扶助料</u>に係る職員又は職員であった者の死亡について、<u>次に掲げる扶助料又は遺族年金の支給を受けている間は、これを行わない。</u></p>
---	--

(1)～(3) 略

第10条 労働基準法第79条の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であって同法第84条第1項の規定に該当するものを受けた者については当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から6年間は次の区分によって遺族扶助手料の一部を停止する。

(1)・(2) 略

(退隠料の年額の特例)

第11条の4 平成12年4月分以降の退隠料の年額が1,132,700円に満たないときは、その額をもって退隠料の年額とする。

(遺族扶助手料の年額の特例)

第11条の5 遺族扶助手料の年額が792,000円に調整改定率(恩給法第65条第2項に規定する調整改定率をいう。)を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。以下「遺族扶助手料最低保障額」という。)に満たないときは、遺族扶助手料最低保障額をもって遺族扶助手料の年額とする。

第11条の6 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第1条第3号に定める日の属する月分以降の遺族扶助手料の年額(第7条の2第1項の規定により加算される額を含む。以下この条において同じ。)は、この条の規定の適用がない

(1)～(3) 略

第10条 労働基準法第79条の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であって同法第84条第1項の規定に該当するものを受けた者については当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から6年間は次の区分によって扶助手料の一部を停止する。

(1)・(2) 略

(退隠料年額及び遺族扶助手料年額についての特例)

第11条の4 平成12年4月分以降の退隠料又は遺族扶助手料の年額が、退隠料にあつては1,132,700円、遺族扶助手料にあつては792,000円に満たないときは、それぞれ当該金額をもって退隠料又は遺族扶助手料の年額とする。

<p><u>ものとした場合におけるその年額が国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第13条の2第1項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）を超えるときは、当該年額に10分の9を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。以下「調整額」という。）（調整額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額）とする。</u></p>	
--	--

昭和42年度以後における退職料及び遺族扶助料年額の改定に関する条例

改正後	現 行
<p>第2条の39 略</p> <p><u>（平成26年4月分以降の遺族扶助料の年額の改定）</u></p> <p><u>第2条の40 職員の遺族に支給する遺族扶助料については、平成26年4月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額に調整改定率（恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する調整改定率をいう。）を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。</u></p>	<p>第2条の39 略</p>

< 平成 2 5 年 5 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 8 2 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 貸金業法(昭和58年法律第32号)の改正に伴い、貸金業への参入条件の厳格化等の見直しが行われたため、本市職員の厚生福利制度を実施する団体(以下「厚生団体」という。)である尼崎市職員厚生会が、現在行っている貸付事業を今後も継続することが困難となったことから、平成25年2月末をもって当該事業を廃止したため、規定の整備を行うもの。				
2	改正内容 厚生団体が行う事業のうち、「貸付け」を削除する。				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市職員の厚生制度に関する条例

改正後	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 厚生団体は、第1条の目的を達成するため、厚生福利に関する資金の給付その他の事業を行う。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 厚生団体は、第1条の目的を達成するため、厚生福利に関する資金の給付<u>及び貸付け</u>その他の事業を行う。</p>

< 平成 2 5 年 5 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 8 3 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために他の地方公共団体等から職員の派遣を受けた場合には、その職員に対して、災害派遣手当の規定を準用し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することができるようになったことから、所要の規定整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第 4 4 条の規定に基づき、本条例に規定している災害派遣手当を準用し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当として支給できるよう規定する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「<u>国民保護法</u>」という。))第154条(国民保護法第183条において準用する場合を含む。以下同じ。)<u>及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「<u>新型インフルエンザ等対策法</u>」という。))</u>第44条において準用する場合を含む。)に規定する職員(以下「職員」という。)に対する災害派遣手当(国民保護法第154条において準用する場合にあっては<u>武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策法第44条において準用する場合にあっては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>。以下「手当」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。以下同じ。))において準用する場合を含む。)に規定する職員(以下「職員」という。)に対する災害派遣手当(同法第154条において準用する場合にあっては、<u>武力攻撃災害等派遣手当</u>。以下「手当」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。</p>

<平成25年5月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第84号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 本市職員を派遣することができる団体として規定している「財団法人尼崎健康・医療事業財団」及び「財団法人ひょうご環境創造協会」が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき、公益財団法人として認定され、それぞれ団体の名称を変更したことから所要の整備を行う。</p> <p>2 改正内容 本市職員を派遣することができる団体のうち、団体の名称変更があったものについて、変更後の名称に改める。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

改正後	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益財団法人尼崎健康医療財団</u></p> <p>(3)~(9) 略</p> <p>(10) <u>公益財団法人ひょうご環境創造協会</u></p> <p>(11)~(18) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>財団法人尼崎健康・医療事業財団</u></p> <p>(3)~(9) 略</p> <p>(10) <u>財団法人ひょうご環境創造協会</u></p> <p>(11)~(18) 略</p> <p>2・3 略</p>

<平成25年5月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第85号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 国会議員の選挙等の執行経費に係る総務省の超過勤務手当費の積算単価が改正されたことから、当該単価に合わせて規定している本市の選挙業務にかかる基本手当額の単価についても改正するため。</p> <p>2 改正内容 第2条第2号に規定する、選挙業務に係る基本手当額の算出根拠となる単価について、「1,784円55銭」から「1,760円54銭」に改正する。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 選挙業務に係る基本手当額 選挙業務に従事した職員を、給与条例第 15 条第 1 項に規定する正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員とみなしたうえで、当該選挙業務に従事した全時間に対し、勤務 1 時間につき、同項中「第 18 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額」とあるのを「<u>1,760 円 54 銭</u>に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令(平成 19 年政令第 122 号)に定める割合を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定の例により算定した額をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 選挙業務に係る基本手当額 選挙業務に従事した職員を、給与条例第 15 条第 1 項に規定する正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員とみなしたうえで、当該選挙業務に従事した全時間に対し、勤務 1 時間につき、同項中「第 18 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額」とあるのを「<u>1,784 円 55 銭</u>に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令(平成 19 年政令第 122 号)に定める割合を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定の例により算定した額をいう。</p>

< 平成 2 5 年 5 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 8 6 号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 地方税法の一部改正等に伴い、所要の整備を行うもの</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 個人の市民税の寄附金税額控除について、平成 2 5 年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されることを踏まえ、復興特別所得税の実施の前後において控除額の総額に差を生じさせないために「ふるさと寄附金」に係る特例控除額の見直しを行う。 【第 2 5 条第 2 項】</p> <p>(2) 個人の市民税の公的年金からの特別徴収について、仮徴収税額と本徴収税額に不均衡が生じた場合、現行の算定方法では不均衡が平準化されないため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の 2 分の 1 相当額とし、不均衡の是正が可能なようにする。 【第 3 3 条の 6 の 5 第 1 項】</p> <p>(3) 個人の市民税の公的年金からの特別徴収について、特別徴収の対象となっている者が、当該年度の初日において市外に転出している場合においては、年税額から仮徴収税額を控除した税額を当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間に到来する納期において、普通徴収の方法により徴収することとする。 【第 3 3 条の 6 の 6 の追加】</p> <p>(4) 都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税の課税標準については、その価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。 【条例附則第 9 項】</p> <p>(5) 個人の市民税における住宅ローン控除について、控除の対象期間を 4 年間延長し、平成 2 6 年 4 月から平成 2 9 年 1 2 月までの間に居住を開始した者については、消費税率の引上げが行われた場合に控除限度額を拡大する措置を講ずる。 【条例附則第 2 1 項】</p> <p>3 施行期日 上記 2 (4) は公布の日、2 (1) は平成 2 6 年 1 月 1 日、2 (5) は平成 2 7 年 1 月 1 日、2 (2) 及び 2 (3) は平成 2 8 年 1 0 月 1 日</p>					

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p> 第1節 市民税</p> <p> 第1款 略</p> <p> 第2款 個人の市民税(第19条 <u>第33条の6の7</u>)</p> <p> 第3款～第5款 略</p> <p> 第2節～第6節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(税額控除)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号又は第2号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、同項及び同条第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより算定した控除額をその者の第22条第2項及び第3項並びに前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>3～8 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第33条の6の2 納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p> 第1節 市民税</p> <p> 第1款 略</p> <p> 第2款 個人の市民税(第19条 <u>第33条の6の6</u>)</p> <p> 第3款～第5款 略</p> <p> 第2節～第6節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(税額控除)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号又は第2号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、同項及び同条第2項_____に規定するところにより算定した控除額をその者の第22条第2項及び第3項並びに前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>3～8 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第33条の6の2 納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者</p>

(令第48条の9の12第3項各号に掲げる者を除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の6の5において同じ。)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

2 略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第33条の6の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特

(令第48条の9の11第3項各号に掲げる者を除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の6の5において同じ。)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を、当該年度の_____10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

2 略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第33条の6の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第33条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額

別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2・3 略

(特別徴収対象年金所得者が市外に転出した場合の取扱い)

第33条の6の6 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において市内に住所を有しない場合には、第33条の6の2の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収しない。

2 前項の場合において、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第31条の納期のうち当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第33条の6の7 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の

_____をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2・3 略

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第33条の6の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の

7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する_____

—。

2 略

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8 1~4 略

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため、同法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定によって法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第1項、前項、第8項又は第9項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法(昭和32年法律

7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 略

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8 1~4 略

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため、同法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定によって法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第1項、前項、第8項又は第9項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法(昭和32年法律

第26号)第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除するものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

6～9 略

10 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が外国の法令により課される法人税又は県民税_____若しくは市民税の法人税割に相当する税(以下この項において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法第53条第24項の控除の限度額で令で定めるものを超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額(令で定める金額に限る。)を第1項(予定申告法人に係るものを除く。)、第4項又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

11～18 略

(固定資産税の納税義務者等)

第36条 1～5 略

6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭

第26号)第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項_____、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除するものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

6～9 略

10 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が外国の法令により課される法人税又は県民税の法人税割及び利子割若しくは市民税の法人税割に相当する税(以下この項において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法第53条第24項の控除の限度額で令で定めるものを超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額(令で定める金額に限る。)を第1項(予定申告法人に係るものを除く。)、第4項又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

11～18 略

(固定資産税の納税義務者等)

第36条 1～5 略

6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭

和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業

_____の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合

和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業及び森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。)第19条第1項第1号イの事業を含む。)の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合

においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

7～9 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第89条 1～3 略

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(農住組合法第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。)又は土地改良法による土地改良事業

においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

7～9 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第89条 1～3 略

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(農住組合法第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。)又は土地改良法による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業及び旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事

_____の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下本項において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下本項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を当該仮換地等である土地に係る第1項の土地の所有者等とみなす。

5・6 略

附則

1～6 略

（太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除）

7 法附則第15条第34項の規定の適用を受ける償却資産（太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成25年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。）に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。

8 略

（固定資産税の課税標準の特例）

9 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、4分の3とし、同条第9項及び第37項の条例で定める割合は3分の2とする。

10～20 略

21 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用

業を含む。)の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下本項において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下本項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を当該仮換地等である土地に係る第1項の土地の所有者等とみなす。

5・6 略

附則

1～6 略

（太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除）

7 法附則第15条第37項の規定の適用を受ける償却資産（太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成25年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。）に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。

8 略

（固定資産税の課税標準の特例）

9 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、4分の3とし、同条第10項_____の条例で定める割合は、3分の2とする。

10～20 略

21 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用

を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、附則第15項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

22・23 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

24 第25条第2項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第3項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第5項、附則第33条の3第5項、附則第34条第4項、附則第35条第5項、附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項又は附則第35条の4第4項の規定の適用を受けるときは、法第314条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより算定するものとする。

25～49 略

を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、附則第15項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項

_____に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

22・23 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

24 第25条第2項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第3項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第5項、附則第33条の3第5項、附則第34条第4項、附則第35条第5項、附則第35条の2第6項

_____又は附則第35条の4第4項の規定の適用を受

けるときは、法第314条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項
_____に規定するところにより算定するものとする。

25～49 略

<平成25年5月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第87号	所 管	福祉医療課
件 名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>兵庫県のごども医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、ごども医療費助成制度における通院医療費の助成対象者の拡充及び入院医療費の助成方法の変更を行うため、規定の整備を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 通院医療費助成対象者を「小学校6年生まで」から「中学校3年生まで」に拡充する。</p> <p>(2) 中学生を対象とした入院医療費の助成方法について、「償還払い」から「現物給付」に変更する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年7月1日</p>					

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 母子家庭の母等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者(規則で定める学校に在学している20歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者(規則で定める者を除く。))を含む。以下「乳児等」という。)を現に扶養しているもの(以下「母子家庭の母」という。)</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(8)～(13) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 母子家庭の母等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者(規則で定める学校に在学している20歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を含む。以下「乳児等」という。)を現に扶養しているもの(以下「母子家庭の母」という。)</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(8)～(13) 略</p>
<p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 母子家庭の母等であって、その者、母子家庭の母又は父子家庭の父の保護者及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする扶養義務者がいずれも、前年(当該母子家庭の母等に対する療養の給付等が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)の</p>	<p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 母子家庭の母等であって、その者、母子家庭の母又は父子家庭の父の保護者及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする扶養義務者がいずれも、前年の所得が1,920,000円(扶養親族等(所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者及び同項第</p>

所得が 1,920,000 円(扶養親族等(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者及び同項第 34 号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)を有する者にあつては、当該扶養親族等の数に応じ、規則で定める額を加算した額)未満であるもの

2 ~ 4 略

(助成額)

第 4 条 本市は、受給資格(前条第 1 項又は第 2 項の規定により医療費の助成を受けることができる資格をいう。以下同じ。)を有する者が疾病(精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。

(1)・(2) 略

(3) 児童 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 入院以外の療養である場合 次に掲げる児童の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 9 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある児童 被保険者等負担額から同一の月に同一の保険医療機関等について 2 回を限度として、保険医療機関等ごとに 1 日につき 800 円(その保護者及び当該児童と生計を一にする扶養義務者がいずれも低所得者に該当する場合は、600 円)を控除した額

(イ) (ア)に掲げる児童以外の児童 被保険者等負担額に 3 分の 1 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数

34 号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)を有する者にあつては、当該扶養親族等の数に応じ、規則で定める額を加算した額)未満であるもの

2 ~ 4 略

(助成額)

第 4 条 本市は、受給資格(前条第 1 項又は第 2 項の規定により医療費の助成を受けることができる資格をいう。以下同じ。)を有する者が疾病(精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について療養の給付等(生徒にあつては、入院療養に係るものに限る。)を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。

(1)・(2) 略

(3) 児童 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 入院以外の療養である場合 次に掲げる児童の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 9 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある児童 被保険者等負担額から同一の月に同一の保険医療機関等について 2 回を限度として、保険医療機関等ごとに 1 日につき 800 円(その保護者及び当該児童と生計を一にする扶養義務者がいずれも低所得者に該当する場合は、600 円)を控除した額

(イ) (ア)に掲げる児童以外の児童 被保険者等負担額に 3 分の 1 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数

<p>があるときは、これを切り捨てる。 次号アにおいて同じ。)</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 生徒 次に掲げる区分に応じ、当該ア 又はイに定める額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 被保 険者等負担額に3分の1を乗じて得た 額</p> <p>イ 入院療養である場合 被保険者等 負担額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 医療費の助成は、助成する額を保険 医療機関等に支払うことにより行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給者に係る 療養費の支給があった場合その他市長が 特別の理由があると認める場合において は、当該受給者又はその保護者に支払うこ とにより医療費の助成を行うことができ る。</p> <p>(削除)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年7月1日から施行 する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療 費の助成に関する条例第4条第1項及び 第7条の規定は、この条例の施行の日以後 の医療に係る医療費の助成について適用 し、同日前の医療に係る医療費の助成につ いては、なお従前の例による。</p>	<p>があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 生徒 入院療養に係る被保険者等 負担額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 医療費の助成(生徒に対するものを 除く。)は、助成する額を保険医療機関等 に支払うことにより行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給者(生徒 を除く。以下この項において同じ。)に係 る療養費の支給があった場合その他市長 が特別の理由があると認める場合におい ては、当該受給者又はその保護者に支払う ことにより医療費の助成を行うことがで きる。</p> <p>3 生徒に対する医療費の助成は、当該生徒 又はその保護者に支払うことにより行 う。</p>
--	--

<平成25年5月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第88号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）が制定され、動物取扱業が第1種動物取扱業に改められること等に伴い、規定の整備を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 改正内容 (1) 動物取扱業が第1種動物取扱業（登録制）に改められ、飼養施設を設置して、非営利で動物の譲渡等を行う第2種動物取扱業（届出制）が新たに創設されることから、動物取扱業の登録審査手数料等に係る規定中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改める。 (2) 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）において、新たに猫が常用漢字とされたことから、規定中「ねこ」を「猫」に改める。</p> <p>3 施行期日 平成25年9月1日</p>					

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(13) 略</p> <p>(14) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく次に掲げる事務</p> <p>ア 第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査 1件 15,000円</p> <p>イ 第1種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査 1件 15,000円</p> <p>ウ 第1種動物取扱業の登録の変更の届出に対する審査(現地調査を要するもの) 1件 8,000円</p> <p>エ 第1種動物取扱業の登録の変更の届出に対する審査(現地調査を要しないもの) 1件 2,000円</p> <p>オ 第1種動物取扱業の登録証の再交付 1件 2,000円</p> <p>カ~ク 略</p> <p>ケ 生後91日以上の犬又は猫の引取り 1頭又は1匹 1,700円</p> <p>コ 生後90日以内の犬又は猫の引取り 10頭又は10匹(10頭若しくは10匹未満であるとき又は10頭若しくは10匹に満たない端数があるときは、これを10頭又は10匹とする。) 1,700円</p> <p>(15)~(18) 略</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(13) 略</p> <p>(14) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく次に掲げる事務</p> <p>ア 動物取扱業の登録の申請に対する審査 1件 15,000円</p> <p>イ 動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査 1件 15,000円</p> <p>ウ 動物取扱業の登録の変更の届出に対する審査(現地調査を要するもの) 1件 8,000円</p> <p>エ 動物取扱業の登録の変更の届出に対する審査(現地調査を要しないもの) 1件 2,000円</p> <p>オ 動物取扱業の登録証の再交付 1件 2,000円</p> <p>カ~ク 略</p> <p>ケ 生後91日以上の犬又はねこの引取り 1頭又は1匹 1,700円</p> <p>コ 生後90日以内の犬又はねこの引取り 10頭又は10匹(10頭若しくは10匹未満であるとき又は10頭若しくは10匹に満たない端数があるときは、これを10頭又は10匹とする。) 1,700円</p> <p>(15)~(18) 略</p>

<平成25年5月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第89号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 国民健康保険法施行令が改正され、国民健康保険料の軽減措置にかかる延長等の見直し及び国保財政基盤強化策（暫定措置）が1年延長されることに伴い、規定の整備を行う。				
2	改正内容 (1) 後期高齢者医療制度の施行時に導入された国民健康保険料の軽減措置の延長等 【第13条、第15条の2の2、第15条の3の5、第15条の3の9】 ア 法定軽減判定所得について、5年間の時限措置として、国民健康保険被保険者と特定同一世帯所属者(1)を含めた所得とする算定の特例を、恒久措置とする。 イ 特定世帯(2)の平等割について、5年間、1/2減額する現行措置に加え、その後3年間、1/4減額する措置を講じる。 1 75歳到達等のため後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険資格を喪失した者。 2 国民健康保険被保険者1人世帯のうち、特定同一世帯所属者のいる世帯。 (2) 国保財政基盤強化策（暫定措置）の1年延長 【付則第8項】 同基盤強化策の1年延長に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定の特例を4年間から5年間(平成26年度まで)に延長する。 同基盤強化策は、次の事業又は制度である。 ア 高額医療費共同事業(1件80万円超の医療費の県単位での再保険事業) イ 保険財政共同安定化事業(1件30万円超の医療費の県単位での再保険事業) ウ 保険者支援制度(低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援する制度)				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第 13 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、当該アからウまでに定める額</p> <p>ア <u>イ及びウ</u>に掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 100 分の 16 に相当する額を、<u>第 16 条</u>に規定する賦課期日における一般被保険者の属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日 _____</p> <hr/> <p>以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者の<u>属する世帯(以下「特定一般被保険者所属世帯」という。)</u>で同日の<u>属する月(以下「特定月」という。)</u>以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該特定一般被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の見込数に 2 分の 1 を乗じて得た数と<u>特定一般被保険者所属世帯で特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該特定一般被保険者所属世帯に他の被保険者がいな</u></p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第 13 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、当該ア又はイに<u>定めるところにより算定した額</u></p> <p>ア <u>イ</u>に掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 100 分の 16 に相当する額を<u>第 16 条</u>に規定する賦課期日における一般被保険者の属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日<u>の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)</u>と同一の世帯に属する一般被保険者が<u>属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)</u>の見込数に 2 分の 1 を乗じて得た数を控除した数で除して得た額</p>

<p><u>い</u>場合に<u>限る</u>。以下「<u>特定継続世帯</u>」<u>という</u>。)の見込数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定める _____ 額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ <u>特定継続世帯</u> アに定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、<u>速やかに</u>、<u>告示</u>しなければならない。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額 _____)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の<u>総所得金額等</u>に第13条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額 _____)</p> <p>第15条の2 第14条の被保険者均等割額は、<u>第13条第1項第2号</u>に定める額と同額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額 _____)</p> <p>第15条の2の2 第14条の世帯別平等割額は、<u>次の各号</u>に掲げる世帯の区分に応じ、<u>当該各号</u>に定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号</u>に掲げる世帯以外の世帯 第13条第1項第3号アに定める _____ 額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者(法附則第6条第1項に規定する退職被保険者</p>	<p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、<u>速やかに告示</u>しなければならない。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額<u>の算定</u>)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の<u>総所得金額等</u>に、<u>第13条第1項第1号</u>の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額<u>の算定</u>)</p> <p>第15条の2 第14条の被保険者均等割額は、<u>第13条の規定</u>により算定した額と同額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額<u>の算定</u>)</p> <p>第15条の2の2 第14条の世帯別平等割額は、<u>次に掲げる</u>世帯の区分に応じ、<u>当該号</u>に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第13条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者(法附則第6条第1項に規定する退職被保険者</p>
--	--

<p>をいう。以下同じ。)の属する世帯(以下「<u>特定退職被保険者所属世帯</u>」という。)で<u>特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該特定退職被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u>第13条第1項第3号イに定める____額</p> <p>(3) <u>特定退職被保険者所属世帯で特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該特定退職被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u>第13条第1項第3号ウに定める額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額____)</p> <p>第15条の3の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の<u>総所得金額等に次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の3の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、当該アからウまでに定める額</u></p> <p>ア <u>イ及びウに掲げる世帯以外の世帯</u> 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の16に相当する額を、第16条に</p>	<p>をいう。以下同じ。)の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)第13条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条の3の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の<u>総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の3の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、当該ア又はイに定めるところにより算定した額</u></p> <p>ア <u>イに掲げる世帯以外の世帯</u> 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の16に相当する額を第16条に規定す</p>
--	---

<p>規定する賦課期日における一般被保険者の属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と<u>特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数との合計数</u>を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定める _____ 額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ <u>特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>2 略</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 _____)</p> <p>第15条の3の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の<u>総所得金額等に第15条の3の5第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 _____)</p> <p>第15条の3の8 第15条の3の6の被保険者均等割額は、<u>第15条の3の5第1項第2号に定める額と同額とする。</u></p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額 _____)</p> <p>第15条の3の9 第15条の3の6の世帯別平等割額は、<u>次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 次号及び<u>第3号</u>に掲げる世帯以外の世帯 第15条の3の5第1項第3号アに定める _____ 額</p> <p>(2) 第15条の2の2第2号に掲げる</p>	<p>る賦課期日における一般被保険者の属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより<u>算定した額</u>に2分の1を乗じて得た額</p> <p>2 略</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額<u>の算定</u>)</p> <p>第15条の3の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の<u>総所得金額等に、第15条の3の5第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額<u>の算定</u>)</p> <p>第15条の3の8 第15条の3の6の被保険者均等割額は、<u>第15条の3の5の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額<u>の算定</u>)</p> <p>第15条の3の9 第15条の3の6の世帯別平等割額は、<u>次に掲げる世帯の区分に応じ、当該号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第15条の3の5第1項第3号アに定めるところにより<u>算定した額</u></p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世</p>
---	---

<p><u>世帯 第 15 条の 3 の 5 第 1 項第 3 号イに定める額</u></p> <p>(3) <u>第 15 条の 2 の 2 第 3 号に掲げる世帯 第 15 条の 3 の 5 第 1 項第 3 号ウに定める額</u></p> <p>(介護納付金賦課額の所得割額_____)</p> <p>第 15 条の 6 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の<u>総所得金額等に次条第 1 項第 1 号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>付 則</p> <p>(平成 22 年度から平成 26 年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定の特例)</p> <p>8 平成 22 年度から平成 26 年度までの各年度における第 10 条の規定の適用については、同条第 1 号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額」と、同条第 2 号中「その他」とあるのは「、法附則第 26 条第 1 項の規定による交付金その他」とする。</p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p>	<p><u>帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第 15 条の 3 の 5 第 1 項第 3 号イに定めるところにより算定した額</u></p> <p>(介護納付金賦課額の所得割額<u>の算定</u>)</p> <p>第 15 条の 6 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の<u>総所得金額等に、次条第 1 項第 1 号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>付 則</p> <p>(平成 22 年度から平成 25 年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定の特例)</p> <p>8 平成 22 年度から平成 25 年度までの各年度における第 10 条の規定の適用については、同条第 1 号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額」と、同条第 2 号中「その他」とあるのは「、法附則第 26 条第 1 項の規定による交付金その他」とする。</p>
---	---

2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例第13条第1項第3号、第15条の2の2、第15条の3の5第1項第3号及び第15条の3の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

< 平成 2 5 年 5 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 9 0 号	所 管	消防局企画管理課
件 名	物件の買入れについて (3 0 m はしご付消防自動車)				
内 容					
1	<p>買入れの目的</p> <p>火災等の災害現場に出動している 2 0 m はしご付消防自動車が、平成 2 6 年度に N O x ・ P M 法 (自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法) による規制を受け使用出来なくなることから、消防力を強化し、人命救助等の消防活動を迅速かつ的確に行うため、現有車両を更新するもの。</p>				
2	<p>買入れの方法</p> <p>随意契約</p>				
3	<p>買入れの金額</p> <p>1 6 2 , 7 5 0 , 0 0 0 円</p>				
4	<p>買入れの相手方</p> <p>大阪市生野区小路東 5 丁目 5 番 2 0 号</p> <p>株式会社モリタ 大阪支店</p> <p>支店長 平 田 隆 吉</p>				
5	<p>買入れ物件の内容</p> <p>3 0 m はしご付消防自動車 1 台</p>				
6	<p>納期</p> <p>平成 2 6 年 3 月 3 1 日</p>				

<平成25年5月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第91号	所 管	道路課				
件 名	市道路線の一部廃止について								
内 容									
<p>1 理由 道路法第8条第2項(同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により、市道路線の一部廃止するため、議決を求めるもの。</p> <p>2 対象路線 (1) 一部廃止しようとする路線</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路 線 名</th> <th style="text-align: center;">起 点 ~ 終 点 (廃止区間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南清水5号松ヶ内線</td> <td>塚口本町8丁目1-35 ~ 同1-35</td> </tr> </tbody> </table>						路 線 名	起 点 ~ 終 点 (廃止区間)	南清水5号松ヶ内線	塚口本町8丁目1-35 ~ 同1-35
路 線 名	起 点 ~ 終 点 (廃止区間)								
南清水5号松ヶ内線	塚口本町8丁目1-35 ~ 同1-35								